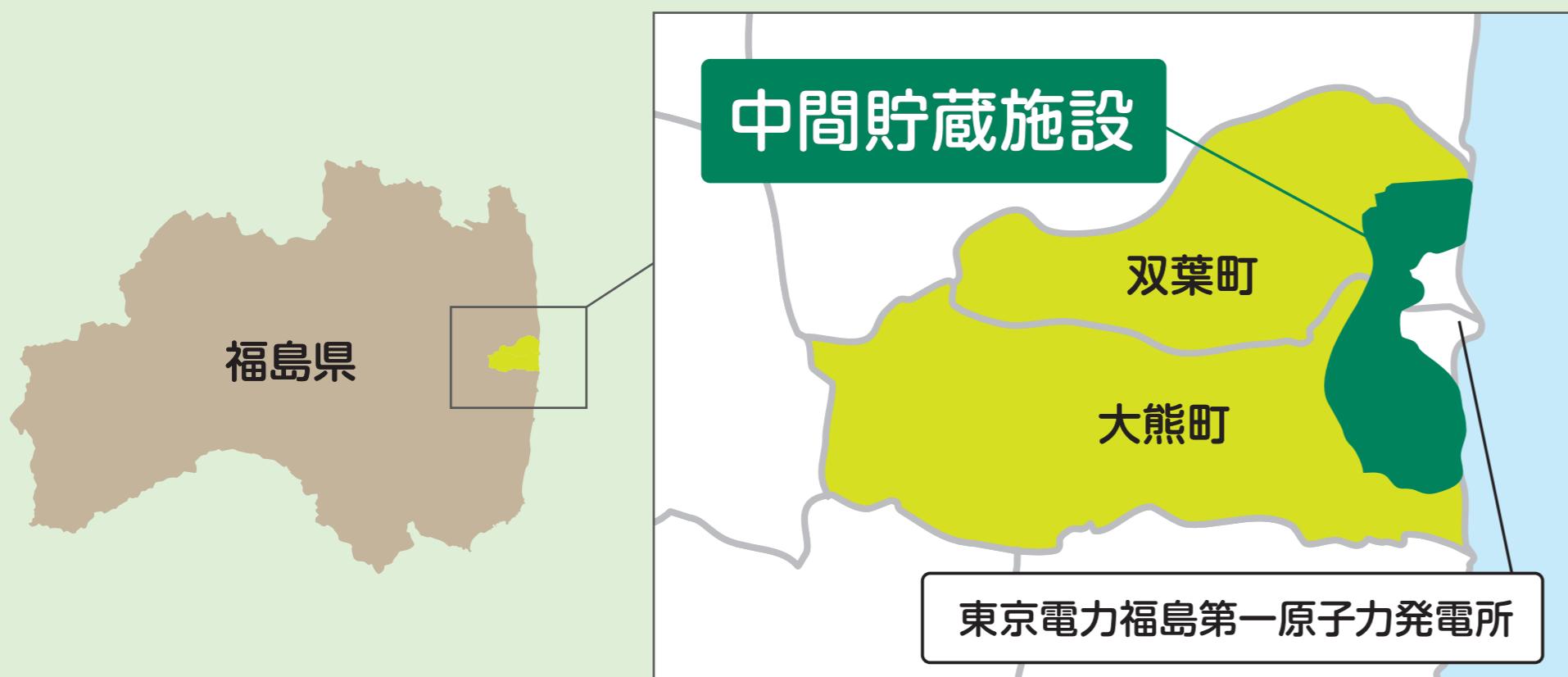


復興再生利用を 積極的に進めます！

首都圏等に電力を供給してきた東京電力福島第一原子力発電所の事故からの環境再生が進んでいる一方で、除染等に伴って生じた大量の土壌が福島県内の中間貯蔵施設に保管されています。政府ではこの土壌の利用の推進に向けた取組を行っています。

中間貯蔵施設の土壌は日本全体の課題

原発事故で深刻な被害を受けた福島のふるさとを取り戻し、福島の復興を進めるため、この土壌の行き先は全国で考えなければならない課題となっています。



▲大熊町・双葉町にまたがって設置されている中間貯蔵施設

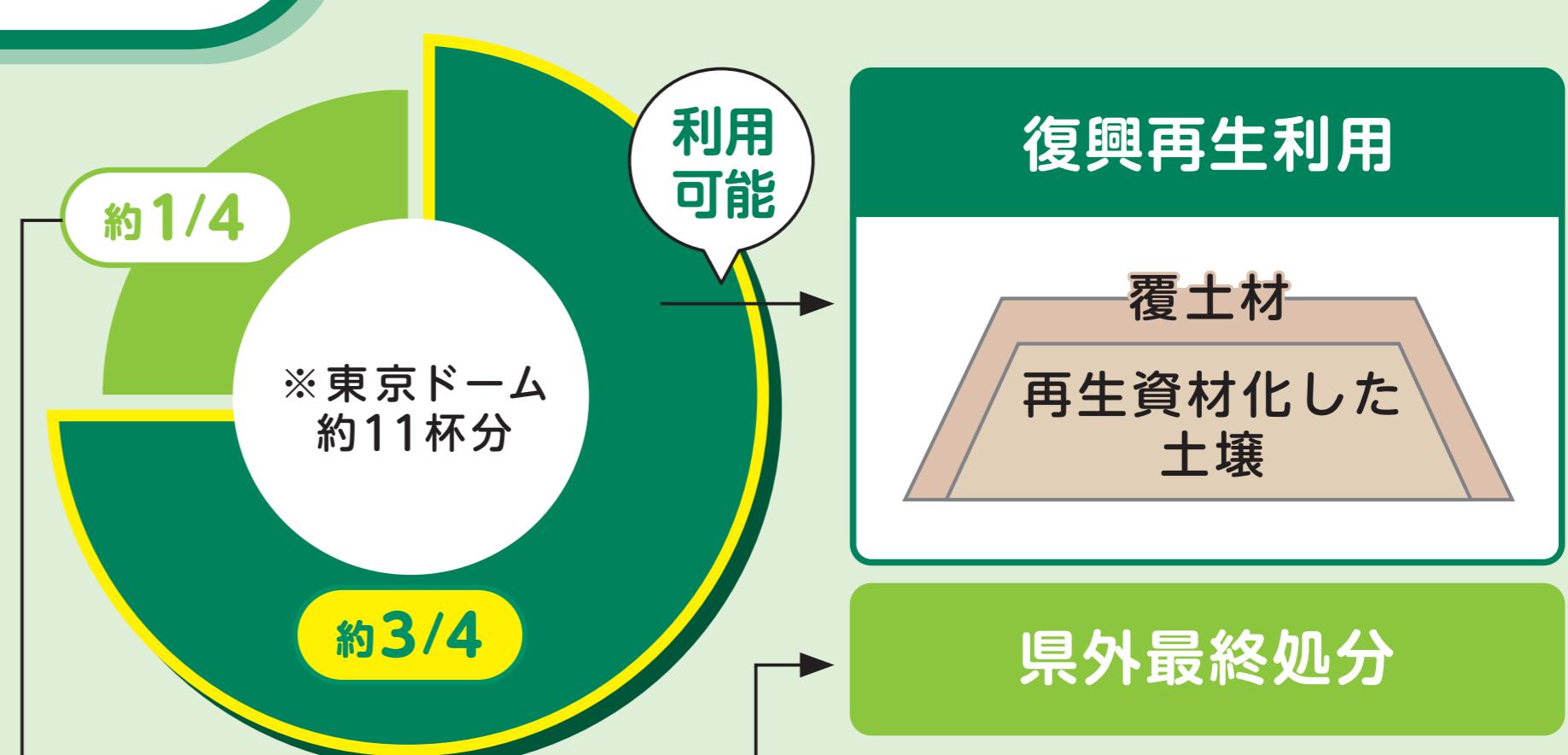


▲中間貯蔵施設には東京ドーム約11杯分の土壌が一時的に保管

4分の3が資材としての利用が可能

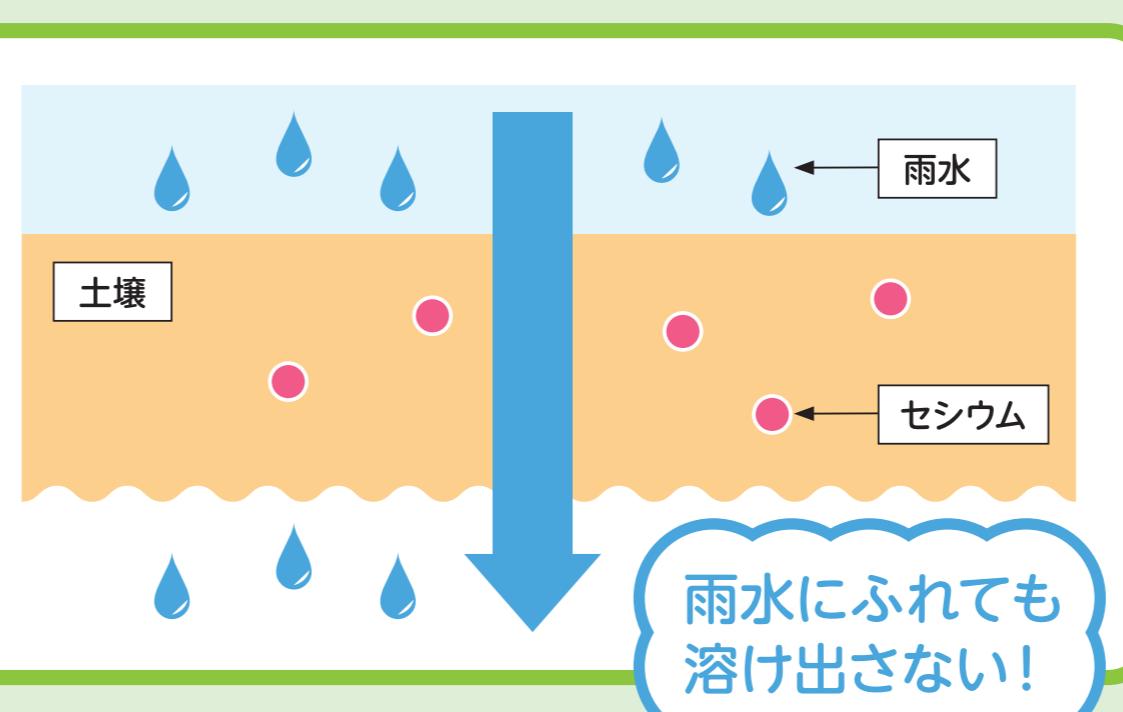
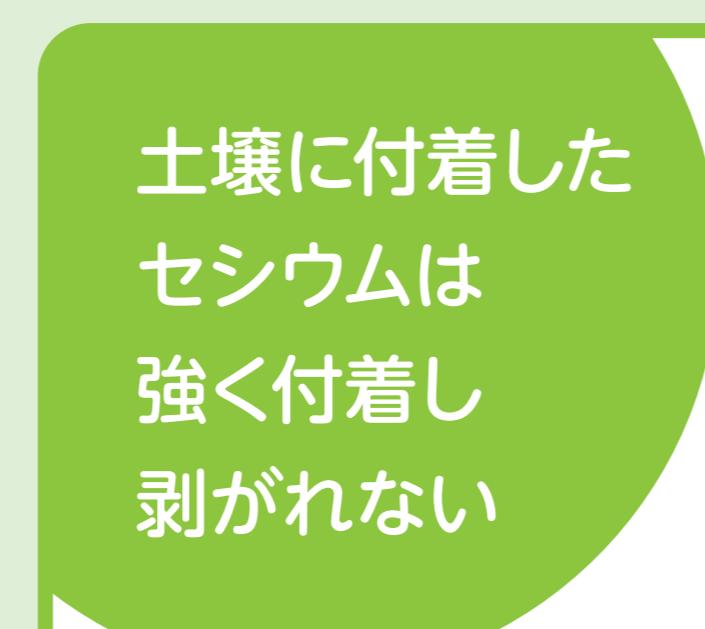
こうした土壌は東京ドーム11杯分にも及びますが、その約4分の3は、貴重な資源として公共工事などで利用（復興再生利用）が可能なものです。

中間貯蔵施設にある土壌の内訳



国際的な安全基準に合致

- 復興再生利用された土壌は別の土で覆われ、放射線による人体への影響は無視できるレベルです。また、雨水が浸透しても地下水等への問題は生じないという科学的知見が得られています。
- 復興再生利用は、国際的な機関（IAEA）の安全基準に合致した取扱いのもとで作業が行われ、作業員の安全が確保されます。



復興再生利用の作業員の方



もっと知りたい方へ
「福島、その先の環境へ。」
HPはこちら！



復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生 その先へ



Q 第三者機関の評価は受けているの?



※ラファエル・グロッシIAEA事務局長
と浅尾慶一郎環境大臣

A

環境省の取組は、国際的な機関(IAEA)から、十分に安全であるという見解をいただきました。また、日本国内では放射線審議会に復興再生利用の安全性に対して答申をいただいている。これらの評価も踏まえ、2025年3月には、復興再生利用を安全に実施できるルール・基準を作りました。

Q 放射線の人体への影響って、
どのくらい気にすればいいの?

A

放射線は、どこでも計測されるものです。人への健康影響は、100ミリシーベルトという放射線を短期間に受けることで、がんで死亡するリスクが0.5%程度上がるとされています。100ミリシーベルトより低い線量の場合は、被ばくの影響によるがん死亡のリスクは確認されていません。

Q 少しの量でも被ばくするのは危険じゃないの?

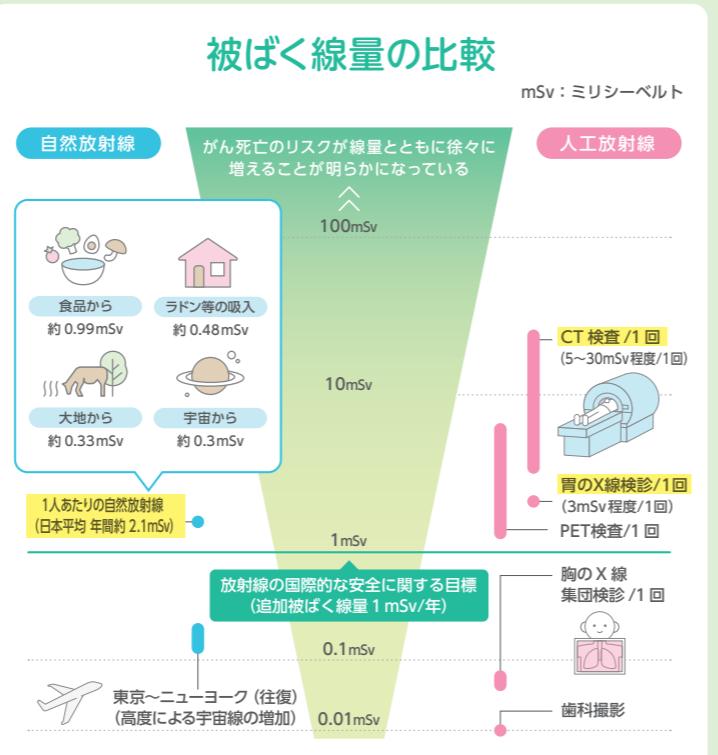
A

日本では普段の生活の中でも大地や食物などから放射線を受けており、その年間の被ばく線量は平均2.1ミリシーベルトです。復興再生利用における放射線の量は、人体への影響は無視できるレベルです。

(※作業員においても年間1ミリシーベルト以下、また覆土により周辺住民への影響は、さらに低減します)

中間貯蔵施設は、福島県の、特に大熊町・双葉町の大きな負担のもとに成り立っています。「故郷に帰りたい」と願う住民の方々のためにも、私たち一人ひとりができるることを考えることから始めてみませんか。復興再生利用の推進は福島の復興に向けた取組として、全国で考え、進めていくべきことなのです。

もっと知りたい方へ
「福島、その先の環境へ。」
HPはこちら!



2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、福島県内では除染などの環境再生に向けた取組が進んでいます。その一方で、除染等に伴って生じた大量の土壌が福島県内の中間貯蔵施設に保管されています。復興は道半ばという状況の中で、よりよい福島と日本の未来のために、福島のことをもっと知っていたり、みんなで考えていくことが大切です。

Q 福島で起きた災害なのに、日本全体の課題なの?

A

日本の経済成長を支えた電力は福島の原発からも供給されています。その福島が原発事故による課題を抱えたままとなっています。福島の復興を支えることは、日本全体で考えるべきことなのです。

Q みんなで考える課題って何?

A

除染作業で生じた土壌を福島県外で最終処分しなければならないということです。

除染作業



Q 福島県では、今までどんなことをやってきたの?

A

原発事故に伴う環境汚染からの再生に向け、放射性物質を取り除く除染作業により生じた土壌が県内の多くの場所で保管・仮置きされました。仮置場を原状回復させて、さらに復興を進めるために、福島第一原発を囲う区域に中間貯蔵施設が整備され、仮置場からの土壌の搬出が進められてきました。



Q なぜ福島県外で最終処分することになっているの？



※中間貯蔵施設整備前



※中間貯蔵施設整備後

A

最終処分場ではなく、中間的な貯蔵・保管するということで、大熊町・双葉町の皆様には、先祖代々の土地や家屋を国に提供するという、大変重い決断をいただきました。この「福島の復興のために」という思いをもった住民の皆様のご協力があったからこそ、中間貯蔵施設が整備され、復興が進みました。また、福島県外最終処分は法律でも定められていますが、原発事故による環境の汚染が国内でもっとも深刻であった福島の皆様に、これ以上の負担を生じないようにするためです。これは、日本全国で考えなければならない課題です。



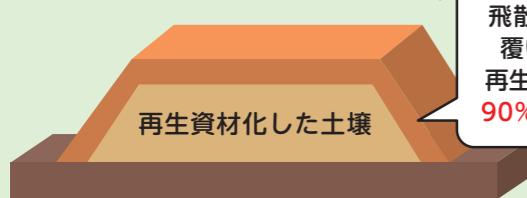
※地域住民の方への説明会

Q 県外最終処分に向けて具体的にどうするの？

A

中間貯蔵施設で保管されている土壌のうち、約4分の3は利用が可能であり、貴重な資源として盛土の基礎や造成など、公共工事などで利用（復興再生利用）していきます。これにより、最終処分量を減らすことができます。

（復興再生利用の施工のイメージ）



飛散・流出防止のための
覆いとなる覆土により
再生資材からの放射線は
90%以上の遮へいが可能

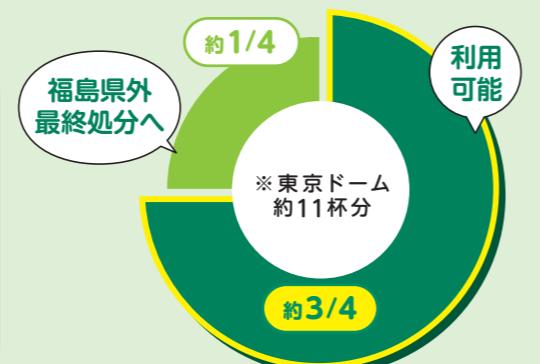


周辺にお住まいの方

被ばくは
無視できるレベル

飛散・流出
防止のために
土で覆う

〈中間貯蔵施設にある土壌*の内訳〉



Q 放射線の影響は大丈夫なの？

A

別の土で覆いをすること（覆土）で、人体への影響は無視できるレベルにまで、放射線量を大きく遮ることができます。さらに、復興再生利用に用いる土壌は、国際的な機関（IAEA）の安全基準に合致した取扱いのもとでの作業で、安全を確保できるほど、放射能濃度の低いものです。

復興再生利用の
作業員の方

安全基準に合致
(年間1ミリシーベルト以下)



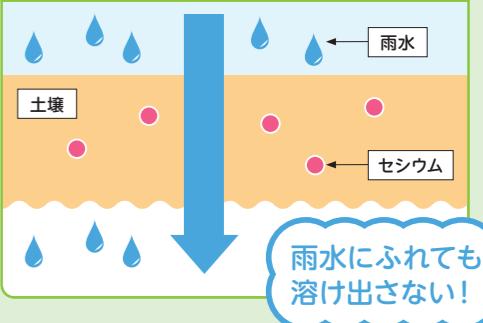
再生資材化した土壌

Q 雨で溶けだしたり、地下水に染み出したりはしないの？

A

放射性物質の「セシウム」は、土に吸着しやすく、一度土壌に付着すると、固定化されて剥がれにくいう性質があります。中間貯蔵施設での管理や実証事業により、雨水が浸透しても地下水等への問題は生じないという科学的知見が得られています。

土壌に付着したセシウムは
強く付着し剥がれない



雨水にふれても
溶け出さない！

Q 復興再生利用の安全性は確認しているの？

A

環境省では、これまでの除染や中間貯蔵といった事業を進めることで得てきた知見のほか、実証事業を行ってきており、安全性の確認を着実に実施しています。

Q どこで、どんな実証事業をしているの？

A

福島県飯館村長泥地区では、除染で生じた土壌を用いて、農地造成を行い、野菜や稻の栽培実験を実施し、作物への影響は、ほぼ無かったことが確認されています。また、中間貯蔵施設内では、道路盛土を整備する取組も行っております。これらの実証事業の結果、周辺の放射線量や地下水などに対しても問題ないことがわかっています。



※中間貯蔵施設での
除去土壌を利用した道路盛土実証

飯館村長泥地区での実証事業の概要

農作物を試験栽培→収穫した作物等の放射性セシウムの濃度は
一般食品の基準値100ベクレル/kgを大きく下回る

